

# 令和6年度 福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金交付要綱

## (通則)

第1条 福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 この補助金は、福岡市地球温暖化対策市民協議会（以下「市民協議会」という。）が住宅用エネルギーシステムの設置について、経費の一部を助成することにより、自家消費型の住宅用エネルギーシステムの導入を図るとともに、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーを推進することを目的に交付する。

## (用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

### (1) 既設

第10条の規定による補助金交付対象申請時にシステムの設置が完了している場合をいう。また、システムが設置された中古住宅を購入する場合も既設扱いとする。

### (2) 集合住宅

1棟の建物内に複数の住戸が区画され、各区画がそれぞれ独立した住宅をいう。

### (3) 発電出力

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか小さいほうをいい、kW表示で小数点以下第4位を切り捨て、小数点以下第3位までの値とする。

## (補助対象システム)

第4条 補助金を交付する対象となる住宅用エネルギーシステム（以下「補助対象システム」という。）及びその要件は、別表1-1に定めるとおりとし、かつ、福岡市内の住宅に設置され、未使用品であることとする。

2 リチウムイオン蓄電システム、V2Hシステム、高効率給湯器（エコキュート）については、住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）の設置を条件とし、これら補助の条件となるシステム（以下、「補助条件システム」という。）の要件は、別表1-2に定めるとおりとする。なお、補助条件システムは新設・既設を問わない。

3 高効率給湯器（エコキュート）と家庭用燃料電池については、いずれか一方しか補助金交付対象申請ができない。

4 同一の補助対象システムは、住宅1戸につき1基を上限とし、補助金交付対象申請ができる住宅は、申請者一人につき10戸を上限とする。

5 過去に市民協議会から同一のシステムの設置に際し、すでに補助金の交付を受けている場合、当該システムは補助対象としない。ただし、第23条の規定により補助金を返還した場合又は別表6の管理期間を経過した場合はこの限りではない。

## (補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、補助金の交付対象申請の審査時に福岡市税に係る徴収金（福岡市税及び延滞金等）に滞納がない者のうち、別表2に定めるとおりとする。

## (暴力団の排除)

第6条 市民協議会は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に準じ、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市民協議会は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものと

する。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
  - (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市民協議会は、補助金の交付を受けた者（以下「補助金受領者」という。）が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市民協議会は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し、当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象システムの設置に必要な機器の購入に要する経費（以下「機器費」という。）とし、当該経費にかかる消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。また、機器費にかかる値引きがある場合は、それを差し引いた金額とする。

（補助金の交付額等）

- 第8条 補助金交付額及び補助対象住宅は別表3に定めるとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、国等の他機関からの補助金と前項の規定により算出した額の合計額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費と他機関からの補助金の差額を補助金の交付額の上限とする。
- 3 前2項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（申請受付期間）

第9条 申請者は公募することとし、第10条に規定する申請の受付期間（以下「申請受付期間」という。）は、令和7年1月31日までとする。ただし、申請受付期間であっても、第10条に規定する申請が予算を超えた場合は、申請の受付を終了するものとする。

（補助金の交付対象申請）

- 第10条 申請者は、前条に規定する申請受付期間に、不備・不足が無い状態で補助金交付対象申請書（様式第1号）に別表4-1及び別表4-2に定める書類（以下、「交付対象申請書等」という。）を添えて、市民協議会に電子メール又は郵送により提出（郵送の場合は必着）しなければならない。
- 2 市民協議会は、前項に規定する交付対象申請書等の記載事項に不備がある場合、必要書類が整っていない場合、前条に規定する申請受付期間及び前項に規定する期限までに提出されなかった場合、又は、その他要綱に定められた形式等を含み申請要件に適合しない場合において、申請者に対して、期限を示して当該申請の是正又は補正を求めることができる。
- 3 市民協議会は、前項に規定する示された期限を超過して是正及び補正がなされない場合は、第11条第4項に基づく補助金交付非対象決定を行うことができる。なお、市民協議会がやむを得ないと判断する合理的な理由がある場合は、この限りではない。
- 4 申請者は、第11条第3項の規定による決定前に、補助対象システムの設置工事に着手してはならない。ただし、補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は、同条同項の規定による決定前に入居してはならない。
- 5 福岡市及び市民協議会が実施する補助事業において、同一の補助対象システムに係る併用申請は不可とする。

（補助金の交付対象決定）

- 第11条 市民協議会は、前条第1項に規定する交付対象申請書等の提出があったときは、速やかに交付対象申請書等の内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付対象としての可否を決定する。
- 2 市民協議会は、前項の審査において必要があると認めるときは、補助対象システムが設置される現地の調査を行うことができる。
- 3 市民協議会は、補助金交付対象として認めたときは、対象決定を行い、補助金交付対象決定通

知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 4 市民協議会は、補助金交付対象として認められないときは、非対象決定を行い、補助金交付非対象決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 5 前条第1項に規定する交付対象申請書等が提出された日から、補助金交付対象及び非対象の決定を行い、申請者に通知を行うまでの標準的な期間は20日とする。ただし、不備・不足があった場合はこの限りではない。
- 6 前項について、次に掲げる期間は、標準的な期間に算入しないものとする。
  - (1) 福岡市の休日を定める条例（平成2年福岡市条例第52号）第1条に定める休日の日数
  - (2) 前条第2項に規定する申請の是正又は補正に要する日数

（取下げ届）

第12条 申請者は、前条第3項または第4項の決定前に第10条の申請を取り下げようとするときは、速やかに取下げ届（様式第4号）を提出しなければならない。

（計画変更の承認申請）

- 第13条 第11条第3項の補助金交付対象決定通知書を受けた者（以下「交付対象決定者」という。）は、同条同項の規定により決定された内容を変更するときは、当該システムの設置工事に着手する前若しくは補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居する前に、計画変更承認申請書（様式第5-1号）及び別表4-1又は別表4-2に定める書類を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第同条同項の規定により決定された補助金交付予定額の増額を除く軽微な変更についてはこの限りではない。
- 2 交付対象決定者は、第11条第3項の規定により決定された補助対象システムに変更がない場合であっても、補助対象経費を変更するとき、同条同項の規定により決定された補助金交付予定額と補助金交付請求額に差異が生じる変更をするときは、当該システムの設置工事に着手する前若しくは補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居する前に、計画変更承認申請書（様式第5-1号）及び変更内容を確認することができる書類を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 3 市民協議会は、前2項の申請を承認した時は、計画変更承認通知書（様式第5-2号）により、交付対象決定者に通知するものとする。
  - 4 市民協議会は、第1項または第2項の申請を不承認とした時は、計画変更不承認通知書（様式第5-3号）により、交付対象決定者に通知するものとする。

（計画中止届）

第14条 交付対象決定者は、補助対象システムの設置を中止しようとするとき並びに補助条件システムの設置を中止しようとするときは、速やかに計画中止届（様式第6号）を市民協議会に提出しなければならない。

（補助金交付対象決定の取消し）

- 第15条 市民協議会は、交付対象決定者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、第11条第3項に規定する補助金交付対象決定を取り消すことができる。
- (1) 補助対象システム及び補助条件システムの設置を中止したとき。
  - (2) 補助対象システム及び補助条件システムの設置完了後、正当な理由なく、第16条に規定する補助金の交付請求を行わないとき。
  - (3) 第10条に規定する交付対象申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請等について不正の手段により交付対象決定を受けたとき。
  - (4) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
  - (5) この要綱の規定に違反したとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付対象決定の取り消しについて相当の理由があると市民協議会が認めたとき。
- 2 市民協議会は、前項の規定により補助金交付対象決定を取り消したときは、補助金交付対象決定取消通知書（様式第7号）により、当該交付対象決定者に通知するものとする。ただし、交付

対象決定者が前条の計画中止届を提出した場合は、通知を省略するものとする。

(補助金の交付請求)

第 16 条 交付対象決定者は、補助対象システムの設置が完了した日若しくは入居日のいずれか遅い日から起算して 60 日（土日祝日の場合は、前営業日）又は令和 7 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに、不備・不足が無い状態で補助金交付請求書（様式第 8 号）に別表 5-1 及び別表 5-2 に掲げる書類（以下「交付請求書等」という。）を添えて市民協議会に電子メール又は郵送により提出（郵送の場合は必着）しなければならない。

2 補助金交付請求額は、第 11 条第 3 項の規定により決定された補助金交付予定額を超えてはならない。ただし、第 13 条の計画変更承認申請書（様式第 5-1 号）を市民協議会に提出し、その承認を受けた場合については、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第 17 条 市民協議会は、前条第 1 項の規定に基づく交付請求書等の提出があったときは、速やかに交付請求書等の内容を審査し、補助金交付の可否を決定する。

2 市民協議会は、前項の審査において必要があると認めるときは、補助対象システムが設置された現地の調査を行うことができる。

3 市民協議会は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第 9 号）により、交付対象決定者に通知するものとする。

4 市民協議会は、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第 10 号）により、交付対象決定者に通知するものとする。

5 前条第 1 項に規定する交付請求書等が提出された日から、補助金交付及び不交付の決定を行い、交付対象決定者に通知を行うまでの標準的な期間は 20 日とする。ただし、不備・不足があった場合はこの限りではない。

6 前項について、福岡市の休日を定める条例（平成 2 年福岡市条例第 52 号）第 1 条に定める休日の日数は、標準的な期間に算入しないものとする。

(補助金の交付)

第 18 条 市民協議会は、補助金の交付について補助金交付請求書に記載されている申請者名義の口座への振込により行う。

(補助金交付決定の取消し)

第 19 条 市民協議会は、第 17 条第 3 項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付を辞退したとき。

(2) 第 10 条及び第 16 条に規定する申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請等について不正の手段により交付対象決定又は交付決定を受けたことが判明したとき。

(3) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。

(4) 補助金の交付を受けたシステムを、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(5) この要綱の規定に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の取り消しについて相当の理由があると市民協議会が認めたとき。

2 市民協議会は、前項の規定により補助金交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により、該当者に通知するものとする。

(補助金申請手続き等の依頼)

第 20 条 申請者は、第 10 条に規定する補助金の交付対象申請及び第 16 条に規定する補助金の交付請求に係る手続き（第 12 条、第 13 条及び第 14 条の手続きを含む。）を第三者（以下「手続代

行者」という。)に依頼することができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続きの代行を行うに当たっては、この要綱の定めに従い、誠意をもって実施しなければならない。
- 3 市民協議会は、必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者がこの要綱の定めに従った手続きを遂行していないと判断した際には、同一年度内において、当該手続代行者に手続の代行を認めないものとする。

#### (財産の管理)

第 21 条 補助金受領者は、補助対象システムの設置が完了した日若しくは補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居日から別表 6 にそれぞれ定める期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

#### (財産の処分及び変更の制限)

第 22 条 補助金受領者は、補助対象システムの設置が完了した日若しくは補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居日から別表 6 にそれぞれ定める期間内に、次の 1 号から 6 号のいずれかに該当することとなったときは、補助対象システムの処分及び変更にあたるものとして、あらかじめ財産処分及び変更承認申請書(様式第 12-1 号)(以下「処分等申請書」という。)を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、7 号に該当することとなったときは、事実の発生後、速やかに処分等申請書を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象システムを売却、譲渡又は廃棄するとき
  - (2) 補助対象システムを交換又は撤去するとき
  - (3) 補助対象システムが設置されている住宅を売却するとき
  - (4) 補助対象システムが設置されている住宅から転居するとき
  - (5) 転居に伴い、補助対象システムを福岡市外の転居先へ移設するとき
  - (6) 転居に伴い、補助対象システムを福岡市内の転居先へ移設するとき
  - (7) 補助対象システムが損傷又は滅失したとき
- 2 補助対象システムの設置が完了した日若しくは補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居日から別表 6 にそれぞれ定める期間内に、補助金受領者より補助対象システムを相続した者は、補助対象システムの処分及び変更にあたるものとして、事実の発生後、速やかに処分等申請書を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 3 市民協議会は、前 2 項の規定に基づく処分等申請書の提出があったときは、速やかに処分等申請書の内容を審査し、財産処分及び変更を承認したときは、財産処分及び変更承認通知書(様式第 12-2 号)により、補助金受領者又は補助金受領者より補助対象システムを相続した者に通知するものとする。

#### (補助金の返還)

第 23 条 市民協議会は、補助金受領者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 18 条の規定により交付した補助金を全額返還させることができる。

- (1) この要綱に違反した場合
  - (2) 補助金を補助対象システムの設置若しくは補助対象システムが設置された住宅の購入以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助金の交付を受けるため、違法、不正その他不適当な行為をした場合
  - (4) 第 6 条第 3 項に基づく取り消しを行った場合
  - (5) 第 19 条第 1 項に基づく取り消しを行った場合
- 2 市民協議会は、補助金受領者が第 22 条の規定による承認を受けて補助対象システムを処分したときは、次項に定める方法により算定した額を返還させることができる。  
ただし、その補助対象システムの処分が本人の責めに帰さない事由として次の各号のいずれかに該当するときは、市民協議会は補助金の返還を求めないものとする。
    - (1) 天災等により財産処分した場合
    - (2) その他市民協議会が特に認める場合

- 3 前項の規定による返還の額は、第 21 条に規定する補助対象システムの管理期間に対して、補助対象システムの処分日の翌日から同管理期間の満了日までの月数（1 か月未満は切り捨て）の割合に相当する補助金額とする。
- 4 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 5 市民協議会は、第 1 項及び第 2 項の規定により、補助金の返還を求める場合は、補助金返還請求書（様式第 12-3 号）により、補助金受領者へ通知するものとする。

（協力義務）

第 24 条 補助金受領者は、次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受け、補助対象システム及び補助条件システムが使用可能となった月から、前 1 年間分及び後 1 年間分の使用状況調査報告書（様式第 13 号）の提出
- (2) その他別表 6 にそれぞれ定める期間内に市民協議会が協力を依頼する事項

（個人情報の取扱）

第 25 条 市民協議会は、福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金の運営において個人情報を収集するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 61 条第 1 項の規定に準じて、その利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行うものとする。

- 2 収集した個人情報は、市民協議会のほか、市民協議会と個人情報に関する機密保持契約を締結した第三者において、利用目的のために必要な範囲に限り、利用することができるものとする。
- 3 個人情報の取扱いに当たっては、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年福岡市条例第 8 号）その他関係法令の本旨に従い、適正に行うものとする。

（雑則）

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項については、市民協議会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 5 月 2 日から改正する。

(別表1-1) 補助対象システム及びその要件

補助対象システム	要件
住宅用太陽光発電システム	<p>&lt;共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力系統に連系（接続）していること。</li> </ul> <p>&lt;戸建住宅&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電した電力を、住居部分で使用することを主な目的とするシステムであること。</li> <li>HEMSを設置すること（既設も可）。</li> <li>リチウムイオン蓄電システム、V2Hシステム、高効率給湯器（エコキュート）、家庭用燃料電池のいずれか1基以上を新たに設置すること。</li> </ul> <p>&lt;集合住宅&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電した電力を、各住戸または共用部分で使用することを主な目的とするシステムであること。</li> </ul> <p>（共用部分で使用することを主な目的とする場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>停電等の非常時において、共用部分で発電電力の使用が可能なシステムであること。</li> </ul>
リチウムイオン蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>定置用リチウムイオン蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）において、令和5年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。</li> <li>S I Iに登録されているパッケージ型番の範囲の機器費（蓄電池本体、パワーコンディショナ、コンバータ、リモコン、計測・制御装置等を含めた機器費）が、蓄電容量1 kWhあたり13.5万円以下のシステムであること。</li> </ul>
V2Hシステム ※電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を保有している（又は、購入予定である）こと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人次世代自動車振興センター（NeV）が実施する、令和5年度補正予算「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象V2H充放電設備一覧に掲載されている機器であること。</li> </ul>
高効率給湯器（エコキュート） ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO<sub>2</sub>を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ給湯器であること。</li> <li>2025年度の目標基準値（JIS C 9220 年間給湯保温効率又は年間給湯効率）+0.2以上の性能値を有するもの、又は、おひさまエコキュート。</li> </ul>
家庭用燃料電池 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製品であること。</li> </ul>

※高効率給湯器（エコキュート）と家庭用燃料電池については、いずれか一方しか補助金交付対象申請ができない。

(別表1-2) 補助条件システム及びその要件

補助条件システム	要件
住宅用太陽光発電システム (既設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電した電力を、住居部分で使用することを主な目的とするシステムであること。</li> </ul>
HEMS	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。</li> <li>補助対象システムを設置した住宅において、電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。</li> </ul>

(別表2) 補助対象者及びその要件

補助対象者	要件	
	戸建住宅へ設置する場合	集合住宅へ設置する場合
個人 (※1)	(1) 自ら所有する住宅又は所有者以外で居住している個人所有の住宅に、補助対象システムを設置する者 (2) 補助対象システムが設置された住宅を購入する者	
管理組合 (※2)		共用部分での使用を主な目的として、補助対象システムを設置する者

(※1)住宅（賃貸の場合を除く）には、補助金交付請求書の提出時に居住者がいること（住民票で確認できること）。なお、システムは主として居住者の利用を前提とし、売電を始めとした事業として設置するものについては補助対象外とする。

(※2)管理組合が設立されていない場合は、建築主も補助対象者とする。但し、管理組合設立後に、その権利義務等を引き継ぐ場合に限る。



(別表3) 補助金交付額及び補助対象住宅

補助対象システム	補助金交付額 (※1)	補助対象住宅
住宅用太陽光発電システム (※2)	2万円/kW(※3) (上限10万円)	戸建住宅
	2万円/kW(※3) (上限60万円)	集合住宅
リチウムイオン蓄電システム	機器費の1/2 (上限40万円)	戸建住宅 集合住宅
V2Hシステム	機器費の1/2 (上限20万円)	
高効率給湯器 (エコキュート)	定額2万円	
家庭用燃料電池	定額5万円 ※単体で設置する場合は、上限200件	

- (※1) 算出した額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費を補助金の交付額の上限とする。  
また、国等の他機関からの補助金と算出した補助金交付額の合計額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費と他機関からの補助金の差額を補助金の交付額の上限とする。  
端数が出た場合は千円未満切り捨て。
- (※2) 集合住宅において、住宅の所有者（区分所有の場合を含む）が同一物件内に居住し、自身の居住スペースのみで利用する住宅用太陽光発電システムを設置する場合は、戸建住宅の補助要件と補助金交付額を適用する。
- (※3) 発電出力（kW表示で、小数点第4位以下を切り捨て）に、1kWあたり2万円を乗じて得た額とする。

(別表4-1) 補助金交付対象申請書(様式第1号)に添付する書類 【補助対象システム】

提出書類		補助対象システム				
		住宅用太陽光発電システム	リチウムイオン蓄電システム	V2Hシステム	高効率給湯器	家庭用燃料電池
1	<p>【申請者と住宅所有者が異なる場合】</p> <p>同意書(様式第14号) ※申請者が共同名義の中の一人の場合は不要</p>	○	○	○	○	○
2	<p>カラー写真(※1)</p> <p>撮影ボードと一緒に撮影した下記①～⑤の写真を、台紙に(様式第15-1号)貼付し、提出</p>					
	① システムを設置する住宅全体または建設予定地	○	○	○	○	○
	② システムの設置予定部分	○	○	○	○	○
	<p>【システムが設置された住宅を購入する場合】</p> <p>③ システムの設置部分</p> <p>④ システムの銘板部分(型番・製造番号が確認できるもの)</p> <p>※リチウムイオン蓄電システムについては、「蓄電容量が確認できる部分」をあわせて提出</p> <p>⑤ 定格出力を確認できるパワーコンディショナの銘板部分</p>	○	○	○	○	○
<p>【集合住宅に太陽光発電システムを設置する場合で、共用部分で使用することを主な目的とする場合】</p> <p>⑥ 非常用電源のコンセント等の部分</p>	○	—	—	—	—	
3	<p>「工事請負契約書」、「売買契約書」又は「注文書・注文請書」の写し(補助対象システム及び新設の補助条件システムの導入にかかる経費の内訳、型番がわかるもの)</p>	○	○	○	○	○
4	<p>設置計画図(システムの配置・パネルの公称最大出力の合計値・パワーコンディショナの定格出力がわかる図面、【集合住宅の太陽光発電システムのみ】非常用コンセントの位置や仕様がわかる書面)</p>	○	—	—	—	—
5	<p>システムの「設置場所・申請者」が、電力受給契約における発電設備の「場所・契約者」と同じであることを確認できる書類(例:電力会社からの系統連系に係る契約のご案内の写し、再生可能エネルギー発電・事業計画についての国の認定通知書の写し、固定価格買取制度再生可能エネルギー電子申請による認定申請登録完了済のマイページの写し)</p>	○	—	—	—	—
6	<p>【太陽光発電システムが設置された住宅を購入する場合】</p> <p>出力対比表の写し(原則メーカー発行のもので、公称最大出力の合計値が確認できるもの)</p>	○	—	—	—	—

提出書類		補助対象システム				
		住宅用太陽光発電システム	リチウムイオン蓄電システム	V2Hシステム	高効率給湯器	家庭用燃料電池
7	【電力受給契約者が居住者である賃借人又は管理会社等の場合】 電力受給契約者が居住者である賃借人（空室時は管理会社等でも可）となること がわかる書類 （例：申請者と管理会社が交わした管理に関する委託契約書等の写し、電力受給契 約等申込書の写し、賃貸借契約書のフォーム）	○	—	—	—	—
8	カタログの写し（メーカー名、システムの仕様等がわかるもの）	○	○	○	○	—
9	【新築・建売の場合】 システムを設置する住宅の場所を確認できる書類 （例：システム設置住宅に印を付けた周辺地図の写し）	○	○	○	○	○
10	【申請者が個人の場合】 ア：提出必須 イ：①～③いずれか該当するものを提出 ア）本人確認書類 （例：運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）の写し） イ）住民票、登記簿謄本の写し等 ①＜申請者が居住する住宅＞にシステムを設置する場合（※2）（※3） ・申請日時点において、発行日から3ヶ月以内でマイナンバーの記載がない 申請者の住民票の写し ②＜申請者が居住しない住宅＞にシステムを設置する場合（※2）（※3） ・申請日時点において、発行日から3ヶ月以内でマイナンバーの記載がない 居住者の住民票の写し ・申請者が住宅を所有していることがわかる書類（例：登記簿謄本） ③＜集合住宅の共用部分＞にシステムを設置する場合 ・住宅の所有者がわかる書類（例：登記簿謄本）  【申請者が管理組合の場合】 ア～ウ：提出必須 エ：該当する場合に提出 ア）管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し （例：管理組合総会の議事録） イ）管理組合の現在の代表者の本人確認書類 （例：運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）の写し） ウ）管理組合総会又は理事会でシステム設置の決議がされたことを示す書面の写 し エ）建築主が申請する場合（新築の分譲集合住宅において管理組合が設立されて いない場合）は、管理組合設立に関する計画書、管理組合設立後にその権利義務 等を引き継ぐことを確認できる書類	○	○	○	○	○
11	発行日から3ヶ月以内の申請者の福岡市税の滞納がないことの証明書の写し ※「福岡市税の滞納の有無に関する調査」に同意する場合は不要	○	○	○	○	○
12	その他、市民協議会が特に必要と認める書類	○	○	○	○	○

※1 提出する写真は、申請日時点で撮影日から1ヶ月以内のものとする。

※2 賃貸住宅の場合は、居住している賃借人の住民票は不要。

※3 新築・建替住宅にシステムを設置する場合又はシステムを設置した住宅を購入する場合は、補助金交付請求時  
に住民票を提出すること。

(別表 4-2) 補助金交付対象申請書(様式第 1 号)に添付する書類 【補助条件システム】

提出書類		補助条件システム	住宅用 太陽光 発電 システム (既設)	
			新設	既設
1	カラー写真 (※1) 撮影ボードと一緒に撮影した下記①～④の写真を、台紙に(様式第 15-2 号)貼付し、提出			
	① システムの設置部分または設置予定部分	○	○	○
	② システムの稼働状況を確認することができる写真	○	—	○
	③ 定格出力を確認できる、パワーコンディショナの銘板部分	○	—	—
	④ HEMS の銘板部分	—	—	○
2	システムの「設置場所・申請者」が、電力受給契約における発電設備の「場所・契約者」と同じであることを確認できる書類 (例：電力会社からの系統連系に係る契約のご案内の写し、再生可能エネルギー発電・事業計画についての国の認定通知書の写し、固定価格買取制度再生可能エネルギー電子申請による認定申請登録完了済のマイページの写し)	○	—	—
3	「ECHONET Lite」規格の認証登録が確認できる書類 (例：メーカー名・型番・構成機器の品番が記載された製品カタログの写し及び認証登録番号等が記載された ECHONET HP の該当箇所の画面コピー)	—	○	○
4	空調、照明等の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できることを確認できる書類 (例：メーカー名・型番・構成機器の品番、計測・蓄積、見える化が可能なことを記載した製品カタログの該当ページの写し) ※ (別表 4-1) の 8、上記 3 と重複する場合は、省略可	—	○	○
5	その他、市民協議会が特に必要と認める書類	○	○	○

※1 提出する写真は、申請日時点で撮影日から 1 ヶ月以内のものとする。

(別表5-1) 補助金交付請求書(様式第8号)に添付する書類 【補助対象システム】

提出書類		補助対象システム				
		住宅用 太陽光 発電 システム	リチウ ムイ オン 蓄電 システム	V2H システム	高効率 給湯器	家庭用 燃料 電池
1	領収書の写し (宛名《申請者名》、金額、但し書き《補助対象システム名及び内訳金額》、領収日、発行日、領収者名、領収印が、正しく記載・押印されているもの)	○	○	○	○	○
2	【「1 領収書の写し」に、必要項目が記載されていない場合】 領収書金額内訳書(様式第16号)	○	○	○	○	○
3	補助金の振込先(金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義)がわかるもの ※申請者名義であること	○	○	○	○	○
4	カラー写真(※1) 撮影ボードと一緒に撮影した下記①～⑤の写真を、台紙に(様式第17-1号)貼付し、提出					
	① 住宅全体 ※補助金交付対象申請時に提出した写真と同じアングルで撮影	○	○	○	○	○
	② システムの設置部分	○	○	○	○	○
	③ システムの銘板部分(型番・製造番号が確認できるもの) ※リチウムイオン蓄電システムについては、「蓄電容量が確認できる部分」をあわせて提出	—	○	○	○	○
	④ 定格出力を確認できるパワーコンディショナの銘板部分	○	○	—	—	—
⑤ 非常用電源のコンセント等の部分	○	—	—	—	—	
5	①保証書 又は ②出荷証明書 の写し ①:住所・氏名・保証開始日(購入日)・製造番号が確認できるもの ②:メーカー発行のもので、出荷日・製造番号が確認できるもの	—	○	○	○	○
6	出力対比表の写し(※1) (原則メーカー発行のもので、公称最大出力の合計値を確認できるもの)	○	—	—	—	—
7	【集合住宅に太陽光発電システムを設置する場合で、共用部分で使用することを主な目的とする場合】 非常時に共有部分で発電電力の利用が可能であることを居住者に周知する通知等 (例:居住者への周知チラシ案、賃貸借契約書のフォーム等)	○	—	—	—	—
8	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車を所有している又は購入予定であることがわかる書類 (例:自動車検査証又は自動車検査証記録事項(使用者と申請者の住所が一致しており、燃料が「電気」もしくは「ガソリン・電気」であること)、注文書の写し)	—	—	○	—	—
9	【補助金交付対象申請時点で、補助対象住宅に居住者がいなかった場合(新築・建替住宅にシステムを設置した場合、システムを設置した住宅を購入した場合等)】 申請日時点において、発行日から3ヶ月以内でマイナンバーの記載がない申請者の住民票の写し(※2)	○	○	○	○	○
10	その他、市民協議会が特に必要と認める書類	○	○	○	○	○

※1 システムが設置された住宅を購入し、補助金交付対象申請時に提出済みの場合は不要。

※2 申請者本人が補助対象住宅に居住しない場合は、申請日時点において発行日から3ヶ月以内でマイナンバーの記載がない居住者の住民票の写しを提出。ただし、賃貸の場合は不要。

(別表 5-2) 補助金交付請求書(様式第 8 号)に添付する書類 【補助条件システム】

提出書類		補助条件システム	住宅用太陽光発電システム(既設)	HEMS
				新設
1	領収書の写し (※1) (宛名《申請者名》、金額、但し書き《補助条件システム名及び内訳金額》、領収日、発行日、領収者名、領収印が正しく記載・押印されているもの)		—	○
2	【「1 領収書の写し」に、必要項目が記載されていない場合】 領収書金額内訳書(様式第 16 号) (※1)		—	○
3	カラー写真(※2) 撮影ボードと一緒に撮影した下記①～④の写真を、台紙に(様式第 17-2 号)貼付し、提出			
	【パワーコンディショナの入れ替えを行った場合】			
	① パワーコンディショナの設置部分		○	—
	② 定格出力が確認できるパワーコンディショナの銘板部分		○	—
	③ HEMS の設置部分		—	○
	④ HEMS の銘板部分		—	○
4	その他、市民協議会が特に必要と認める書類		○	○

※1 補助対象システムとあわせての作成・提出可

※2 システムが設置された住宅を購入し、補助金交付対象申請時に提出済みの場合は不要

(別表 6) 管理期間

	補助対象システム	年数
1	住宅用太陽光発電システム	17 年
2	リチウムイオン蓄電システム	6 年
3	V2Hシステム	5 年
4	高効率給湯器(エコキュート)	6 年
5	家庭用燃料電池	6 年